

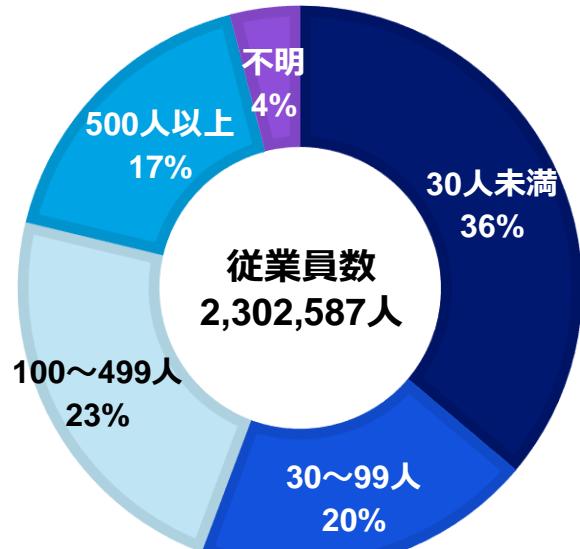
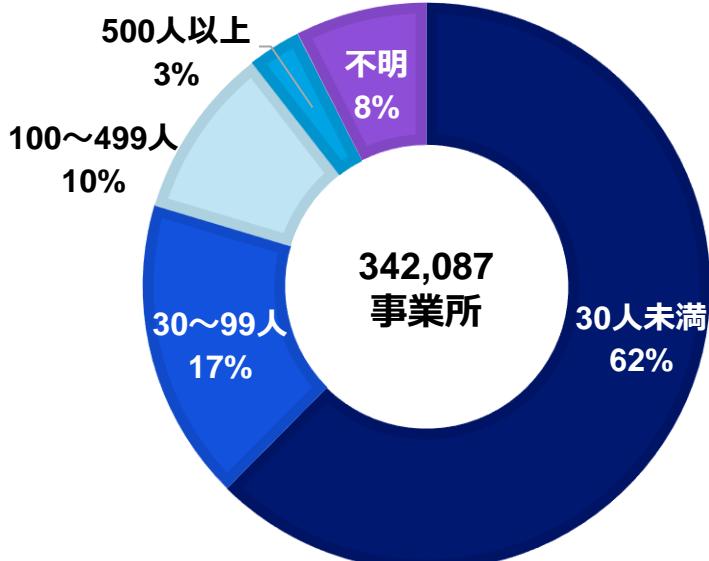
## 過去最多を更新！ 増加する外国人従業員のメンタルヘルスケア

少子高齢化による労働力人口の減少に伴う人手不足が深刻化しており、人材確保や事業の国際化などで、外国人従業員を採用している企業は年々増加しています。

「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）」（厚生労働省）によると、外国人労働者数は約230万人で、外国人を雇用する事業所数は約34万所と、いずれも事業主に届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新しています。

事業所の規模別では、どの規模の事業所でも外国人労働者数は増えていますが、従業員人数が30人未満の事業所が最多で、外国人を雇用する事業所数全体の約62%、外国人労働者数の約36%を占めており、外国人従業員は、事業活動を継続し、持続的に成長するうえで、必要不可欠な戦力であると考えられます。

事業所の規模別雇用状況



出典:「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）」（厚生労働省）

【別表8】事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001389463.pdf>) をもとに加工して作成

2027年4月1日からは、人材育成を通じた国際貢献を目的とする「外国人技能実習制度」は終了し、人手不足分野での人材育成と人材確保を目的とする「育成就労制度」が始まります。技能実習制度では、実習修了後は帰国することが前提でしたが、「育成就労制度」では、本人の意向による転籍も可能となるため、人材の定着には、働き続けやすい職場環境の整備や人材育成が必要になります。

外国人従業員は、言葉の問題や日本独自のビジネス慣習や生活習慣の違い、家族と離れての生活による孤独感やコミュニケーションが十分とれないことによる疎外感、人種差別などによる特有のストレスを抱えることがあります。これらのストレスが蓄積されると、パフォーマンスが下がり、業務上のミスやメンタルヘルスの不調につながる可能性があります。

そのため、外国人従業員のメンタルヘルスケアに積極的に取り組むことは、業務や職場への適応を促し、離職の予防や生産性の向上にもつながります。以下の取り組み例を参考にして、外国人従業員を含めた従業員のメンタルヘルス対策の充実に取り組むことをお勧めいたします。

## 企業での外国人従業員のメンタルヘルスケアの取り組み例

### ● ストレスチェックの実施

2015年12月から、企業には従業員に対して年に1回ストレスチェックを実施することが義務付けられています。現在、努力義務とされている常時50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施義務を課す改正労働安全衛生法が2025年5月14日に公布され、公布後3年以内に施行されます。外国人従業員を雇用している場合には、外国人従業員がストレスチェック制度の趣旨や質問の内容を理解できるよう、特別の配慮が必要です。厚生労働省の推奨する職業性ストレス簡易調査票やストレスチェック受検案内の文書例、面接指導の勧奨文書例等は、10か国語に翻訳されています。法定のストレスチェック制度は、セルフチェックだけでは完結せず、さまざまな組織的な取り組みが必要ですが、現在、努力義務の事業場は、まずは簡易調査票を外国人従業員に配布して、自己のストレス状態の把握を促すことから始めてみてはいかがでしょうか。

#### 職業性ストレス簡易調査票(57項目) PDF版

※Word版もあります。

英語	中国語	ベトナム語	タガログ語	ネパール語
ペルシャ語	ポルトガル語	ミャンマー語	スペイン語	インドネシア語

#### ストレスチェック受検案内の文書例（様式例1）

※様式例2もあります。

英語	中国語	ベトナム語	タガログ語	ネパール語
ペルシャ語	ポルトガル語	ミャンマー語	スペイン語	インドネシア語

その他は、以下のサイトでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index\\_00022.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00022.html)

### ● 外国語で心身の健康について相談できる相談窓口の設置

外国人従業員の抱えるストレスは、仕事や職場の人間関係の問題のほか、家族や金銭問題などのプライベートな悩みも多くあります。日本語での説明が難しい場合や、特にプライベートの悩みや心身の健康については、上司や同僚、会社の相談窓口担当者、監理団体に相談することをためらい、心身の不調が深刻化することも考えられます。

外国人従業員が抱えている悩みや気持ちを伝えやすいように、日本語以外の言語で心身の健康について相談できる公的機関や外部相談窓口の情報を提供できるように、準備しておくことも重要です。

## AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>